

青森県最低賃金改正のお知らせ～必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も～

- 1 青森県最低賃金が改正されます。金額等は以下のとおり。

時間額 647円（平成23年10月16日から）

- 2 改正前の青森県最低賃金（645円）から**2円の引上げ**となっています。
- 3 青森県最低賃金は、青森県内で働く全ての労働者と、労働者を一人でも使用している使用者に適用されます。
- 4 製造業と小売業の一部には、特定（産業別）最低賃金が定められています。
- 5 青森労働局長の許可なく青森県最低賃金額以上の賃金を支払わなかった場合は、最低賃金法違反となり、罰則規定（罰金額50万円以下）が適用されることがあります。
- 4 詳しくは、**青森労働局ホームページ**からもご覧になれます。（<http://aomori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>）

<問い合わせ先>

青森労働局労働基準部賃金室 ☎017-734-4114 FAX017-734-5821

第43回東通村産業まつりのお知らせ**秋の味覚が大集合！収穫を祝う東通村産業まつり！**

今年も新鮮野菜、海産物など村の特産品販売のほか、大人から子どもまで楽しめるイベントもありますので、ご家族やお友達をお誘いの上多数ご来場下さい。

日 時：平成23年10月30日（日）

午前10時～午後3時まで

場 所：村体育館駐車場周辺

産業まつりイベント

○サケのつかみ取り

○東通和牛大鍋販売

○おたのしみ抽選会 ほか

**第19回東通村健康まつりのお知らせ**

～みんなで広げようこころの「わ」～をテーマに東通村健康まつりを開催します。うつ病や認知症は脳の病気ですが、誰にでも起こりうるものであり、早期発見・早期治療さらには予防が可能です。

健康まつりでは、うつ病や認知症を予防し、健康で生きがいを持って暮らすことができるよう様々なコーナーを準備しております。また、多重債務の悩みと整理方法などをテーマとした『自殺予防講演会』も開催いたします。

たくさんのご来場お待ちしております。

日 時：平成23年10月30日（日）

午前10時～午後3時まで

場 所：東通村保健福祉センター

